

教 生 学 第 1144 号
令和 7 年 (2025 年) 11 月 21 日

各 教 育 局 長
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く)
(各市町村立幼稚園及び認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 靖 史

実践的な防災教育の手引き (特別支援教育編) 掲載の周知について (通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

文部科学省が、令和 5 年 3 月に実践的な防災教育の手引き (小学校編)、令和 6 年 3 月に同 (中学校・高等学校編) を作成しましたが、この度、実践的な防災教育の手引き (特別支援教育編) を作成し、学校安全ポータルサイトに掲載しました。

つきましては、下記ポータルサイトにある実践的な防災教育の手引きを活用し、地域や学校の実情に応じた実効性のある防災教育の取組を一層進めていただくようお願いします。

(学校安全係)

○ 実践的な防災教育の手引き (特別支援教育編)

・ URL

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jissenbousai-shien.pdf>

・ 二次元コード



文部科学省において、実践的な防災教育の手引き（特別支援教育編）を作成し、学校安全ポータルサイトに掲載しましたので、お知らせいたします。

（写）

事務連絡
令和7年11月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各國公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各國公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

実践的な防災教育の手引き（特別支援教育編）掲載の周知について（依頼）

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

文部科学省では、令和5年3月に実践的な防災教育の手引き（小学校編）、令和6年3月に同（中学校・高等学校編）を作成してきたところですが、この度、実践的な防災教育の手引き（特別支援教育編）を作成し、学校安全ポータルサイトに掲載しましたので、お知らせします。

これらの手引きを、多くの先生方をはじめ学校関係の皆様にご覧いただき、防災教育のさらなる推進に向けて御活用をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれでは、所轄の学校法人及び学校に対し、各國公立大学法人担当課におかれでは、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の幼保連携型認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に送付する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じてご判断いただきますよう、お願いいたします。



実践的な防災教育の手引き（小学校編）



実践的な防災教育の手引き（中学校・高等学校編）



実践的な防災教育の手引き（特別支援教育編）

URL

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/daata/jissenbousai-shien.pdf>
実践的な防災教育の手引き特別支援教育編

二次元コード



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室 防災教育係

電話：03-5253-4111（内線2670）

E-mail：anzen@mext.go.jp